

令和 5 年度（2023年度）

事 業 計 画 書



一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

令和5年度（2023年度）事業計画書

令和4年度の軽自動車新車販売は、世界的な半導体不足に加え、新型コロナウイルスの感染再拡大によって国内外からの部品調達に滞りが発生し、メーカーでの工場生産の一時停止や生産調整による供給減が大きく影響した前年の反動もあり、9月以降、前年同月比プラスが継続し、4年ぶりに前年度を上回り169万台、対前年比8.9%増となった。

令和5年度の政府経済見通しでは、『物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策』の効果の発現が本格化し、『人への投資』や成長分野における官民連携の下での投資が促進されることから、実質で1.5%程度、名目で2.1%程度の民需主導の成長が見込まれる。」としている中、令和5年度の軽自動車新車販売は、世界的半導体不足が長引いていることなど、マイナス要因もあるが、魅力的な新型軽自動車の投入や、既存車種の一部改良や特別仕様車の追加などのテコ入れによる市場の活性化を期待したい。

昨年、当連合会では、令和5年度税制改正要望として「軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対」を最重点要望としつつ、エコカー減税等の期限切れ案件の延長を訴え、中央・地方が一丸となって要望活動を実施した結果、軽自動車や二輪車のユーザーに負担増を求められることなく、エコカー減税の軽減措置は本年末まで現行の条件を据え置いて延長となり、環境性能割の税率に係る環境性能基準も同様の措置が取られることとなった。本年も引き続き、「軽自動車の役割や貢献」に対する関係者の理解を深めるため、理解促進活動及び税制要望活動を実施していく必要がある。

軽自動車は、「日本の原動力」として幅広く活躍しており、コンパクトで使いやすく環境に配慮した経済的な乗り物として日常の足となり、生活を支えるとともに、農業・漁業・小規模商工業などの産業活動を支える毛細血管の役目を果たしている。軽乗用車ユーザーの65%は女性、また44%は60歳以上の方であり、買物・送迎・運搬に加えて通院にも利用されている。また、公共交通機関が利用しにくい地域ほど軽自動車の保有率は高く、地方の移動手段として不可欠な存在となっているほか、都市部では配送や営業活動等で活用され、全国の生活者と地域の経済活動に寄り添うクルマとなっている。このような軽自動車の「役割と貢献」を広く国民に認知していただくことにより、軽自動車の理解促進とその普及に努めていく。

当連合会は、関係の方々のご理解、ご協力をいただきながら、最重点施策及び重点施策を中心に、着実な事業運営に努めていくこととする。また、軽自動車の理解促進活動を推進するとともに、組織運営の充実・改善を図ることとする。

さらに、当連合会の基幹事業である不正流通防止対策業務、軽自動車検査情報提供事業等の適正な遂行を図るとともに、軽自動車の検査・届出制度の健全な発展に向けて取り組み、軽自動車・二輪車販売業界の団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力していくこととする。

○ 最重点施策

- ・ 軽自動車制度・関係税制の維持
- ・ 全軽自協の組織体制の強化
- ・ 情報提供事業収入を確実に維持するための取り組みの推進
- ・ 軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応
- ・ 流通改善対策の推進

○ 重点施策

- ・ 事務所における軽自動車検査申請等代行業の取り組みと拡大推進
- ・ 小規模事務所支援制度の見直し・活用推進
- ・ 軽自動車理解促進の推進
- ・ 軽自動車の普及促進
- ・ 軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・ 軽自動車の自動車検査証電子化等、デジタル化への適切な準備・対応
- ・ 事務所等における流通確認業務の効率化検討並びに流通確認印鑑登録事業者の対象範囲拡大検討

○ 事業計画

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

軽自動車に関する新車販売台数の統計資料等を整理し、報道発表やホームページへの掲載を通じて公表する。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

軽自動車に関する諸手続きについて、ホームページに掲載し、案内する他、事務所窓口等での問い合わせに応じる。

(3) 軽自動車普及拡大・理解促進対策

軽自動車の理解促進及び普及拡大のため、TVCMやWeb広告などを活用した広報活動を実施する。

(4) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

軽自動車関係税制等の理解促進のため、諸資料を作成し、関係者への理解活動を実施する。

(5) 自動車関係諸税の抜本的な見直しへの対応

自動車関係諸税の抜本的な見直しに向け、政治・行政等の動向を注視するとともに、税制改正等の要望書をまとめ要望活動を実施する。

(6) カーボンニュートラル社会の実現に向けた対応

政治・行政等の動向を注視するとともに、必要に応じて要望活動を行う。

(7) 日本自動車工業会による「軽トラ市」支援活動への協力

「軽トラ市」支援活動に対し、開催地域の軽自動車協会とともに協力していく。

2. 軽自動車統計情報提供事業

(1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報

軽自動車・二輪車の販売台数及び保有車両数等について、ホームページに掲載するとともに報道機関に資料提供するなど、広報活動を行う。

(2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

軽自動車・二輪車の一般統計情報について、市町村別軽自動車車両数や軽自動車新規検査及び軽二輪車届出の各統計を作成し、関係団体並びに関係団体等へ提供を行う。

3. 軽自動車検査電子情報の提供事業

(1) 軽自動車検査情報の電子的提供

軽自動車検査情報の電子的提供の承認情報提供機関として、軽自動車検査情報を提供する。

(2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

軽自動車検査情報について、依頼のあった統計資料や加工データを提供する。

(3) 情報提供事業収入を確実に維持するための取り組みの推進

軽自動車検査情報提供の事業収入を確実に維持するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の取得維持や新たな情報提供事業へ積極的に取り組み推進する。

4. 軽自動車の防犯・法令順守促進事業

(1) 軽自動車の不正流通防止対策（流通確認）の維持・継続

軽自動車の盗難、詐欺等の流通上の事故の防止を図るため、軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認し流通確認業務の維持・継続を行う。

(2) 事務所等における流通確認業務の効率化検討並びに流通確認印鑑登録事業者の対象範囲拡大検討

検査申請等の電子化が進む中、流通確認業務の効率化を図るため、当該業務のシステム化を検討する。また、システム化の効率化を進めた上で、印鑑登録事業者の範囲拡大を検討する。

(3) 軽自動車の防犯情報提供の協力

事務所窓口において流通確認により不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報を基に、本部から全国の事務所に通報し不正手続きの防止を図る。

(4) 軽自動車の保管場所届出の推進

都府県地区軽自動車協会から会員ディーラーの販売時の保管場所を集計し、これらの資料をもとに都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図る。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

(1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

軽自動車の安全確保、公害防止を図るため、不正改造車を排除する運動、自動車点検整備推進運動等の実施及び「自動車整備人材確保・育成指針協議会」へ協力する。

(2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

会員ディーラー及び一般ユーザー等に対し、チャイルドシート指導員養成研修会の開催や自賠責保険制度役割を周知する。

(3) 軽自動車のリコール情報の提供

軽自動車のリコール情報の提供について、軽自動車検査情報を軽四輪メーカーに、検査対象外軽自動車届出情報を軽二輪メーカーに提供する

(4) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

経済産業省の産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議の委員として、自動車リサイクル制度の運営状況について、幅広く検討を行う。

(5) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

二輪車の自主リサイクルについては、適正な手続きにより処理・再資源化されることが必要なことから、参加事業者・廃棄二輪取扱店と一体となって推進する。

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

窓口等において月末（月末4日間）の新車新規検査申請を月間件数の40%以下とすることを目標とし、会員ディーラーに協力を要請する。

(2) 軽自動車届出の適正化

軽自動車の流通改善を図るため、「軽自動車流通改善統計月報」を発行し、各軽自動車協会を通じて会員ディーラーに流通改善指標の共有を図るとともに不当な顧客への誘引を防止するため、公正取引協議会に対し景品表示法違反の疑いがある事業者の通報などを行う。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

不当な顧客への誘引を防止するため、景品表示法違反の疑いがある事業者を公正取引協議会に通報などを行う。

(4) 自動車公正取引協議会との連携

消費者取引の適正化を推進するため、自動車公正取引協議会と公正競争規約の運用状況などの情報交換を行うなど密接な連携を図る。

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

軽自動車検査協会の窓口における検査申請手続きの円滑、迅速な業務処理に協力するため、軽自動車検査協会との委託契約の基づき軽自動車検査協会から申請書整備確認及びOCR投入業務並びに自動車検査証返納等の業務を実施する。

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

軽自動車検査協会との委託契約に基づき、全国の事務所において手数料収納事務を実施する。

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務の受託

事務所ごとに軽自動車（環境性能割）、軽自動車（種別税）の徴税業務及び軽自動車税申告書の受付・取りまとめの業務を実施する。

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

検査申請・届出に係る軽自動車税申告等の代行業務を引き続き実施する。

9. 軽自動車の自動車検査証電子化等、デジタル化への適切な準備・対応及び検査申請等代行事業の拡大推進

(1) 軽自動車OSS導入(新車新規)への着実な対応並びに軽自動車OSS(継続)の更なる利用の促進

軽自動車OSS（新車新規）について、各事務所において事業者に対し軽OSS（新車新規）の対応状況等の説明会の開催などにより、利用の促進を行う。

また、軽自動車OSS（継続）について、更なる利用促進を図るため、各事務所において事業者に対し新たな代行業務等の提案を行う。

(2) 軽自動車の自動車検査証電子化等、デジタル化への適切な準備・対応

記録等事務代行制度の開始に伴う機器の準備などの対応を行うとともに、今後予想されるキャッシュレス化などデジタル化に対し、軽自動車検査協会と密接な連携を図り、適切な準備・対応を行う。

(3) 事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進

引き続き会員ディーラー等に対し、新たな申請代行・集配事業などの拡大を推進する。

10. 軽自動車用紙関係事業

(1) 軽自動車の流通確認用紙の印刷・頒布

適切な流通確認業務を行うため、軽自動車の流通確認用紙の印刷・頒布を引き続き継続していく。

1 1. 組織運営改善対策

(1) 会議の開催

会議については、効率化を重視し開催する。

(2) コロナ禍での感染防止対策の徹底とリモート会議の取り組み推進

コロナ禍での感染防止対策の徹底と Web 会議の取り組みを推進する。

(3) 会報の発行

「軽自動車情報」を月刊誌として発行を継続する。

(4) 賞勲業務の実施

賞勲の対象となられた方に表彰等を実施する。

(5) 小規模事務所支援制度の見直し・活用推進

小規模事務所支援制度の見直し・活用推進については、新車新規OSSの開始により今まで以上に運転資金が必要になったことやCS向上、ES向上のための投資を行うための資金が必要になったころから第三会費の範囲内で支援できる基準内容を見直す。

(6) 全軽自協の組織体制の強化

内部統制を強化することにより組織強化へとつなげる。

以 上

※ 二重下線は最重点施策、下線は重点施策